

「相続・遺言」説明会＆相談会

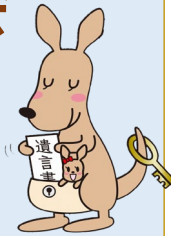


不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」

相続登記の義務化及び自筆証書遺言書保管制度の説明会を開催します。

併せて、司法書士による**無料相談会**を行います。この機会に、法務局でできる相続登記や自筆証書遺言書の保管に関する手続き等について、ご相談してみませんか？

注）申請書等の作成・チェックは行うことができませんのであらかじめご了承ください。



遺言書ほかんガルー

具体的な相談例は、裏面をご覧ください。

開催日

令和8年10月16日(金)

説明会

時間：午前10時～12時（定員10名）

- ①法務局職員による「相続登記の義務化」
- ②法務局職員による「自筆証書遺言書保管制度」
- ③東京司法書士会による「相続・遺言の注意点」
- ④東京土地家屋調査士会による「相続と土地建物の登記」

※説明会は、本局会場における説明会をウェブ会議システムにより中継します。

相談会

司法書士による「相続・遺言」に関する相談会

時間：午後2時～午後3時30分（定員6組 各相談時間20分）

会場

説明会：東京法務局八王子支局 2階専用会議室

相談会：東京法務局八王子支局 1階共用会議室

（八王子市明神町四丁目21番2号 八王子地方合同庁舎）

※説明会にご参加の方は駐車場のご利用ができません。
公共交通機関を御利用ください。

予約受付
締切

令和8年10月15日(木) 午後5時まで（土日祝日を除く）

※予約方法：電話もしくは直接窓口へ

お問い合わせ
お申込み先

■ 東京法務局八王子支局

（予約受付は、午前9時から午後5時まで（土日祝日を除く））

■ TEL 042-631-1377

※自動音声が流れましたら、3番を選択してください。

相談例

様々な疑問や不安に専門家の視点からお答えします！

『司法書士』に相談できること



- ・そもそも「相続人」って誰になるの？
相続人が決まらないと、登記はできないの？
- ・土地や建物の登記を確認したら、何十年も前に亡くなった祖父の名義になっていたけれど、このままでいいの？
- ・「法定相続情報一覧図」って何？
「遺産分割協議書」って、必ず作らなければならないの？
- ・「自筆証書遺言書保管制度」って、どんな手続をするの？



『土地家屋調査士』に相談できること

- ・建物があるのに、登記されていないけれど大丈夫？
- ・取り壊した建物の登記が残っているけれど、このままで良いの？
- ・兄弟姉妹で共有している土地を、相続に備えて分割することってできるの？
- ・相続した土地の境界がはっきりしないけれど、どうしたらいいの？